

# 令和6年度第1回豊川市公契約審議会次第

令和6年11月19日（火）  
午後3時00分から  
委員会室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 総務部長あいさつ
- 4 会長の選任について
- 5 副会長の選任について
- 6 令和5年度審議会の答申について
- 7 特定公契約の状況について
  - (1) 令和5年度、令和6年度（9/30時点）特定公契約一覧表
  - (2) アンケート結果（特定公契約対象事業者・従事者）
- 8 議題
  - (1) 労働報酬下限額について
  - (2) 労働報酬下限額の取扱いについて
- 9 閉会

---

## 【資料等】

豊川市公契約審議会配席図

豊川市公契約審議会構成員

豊川市公契約審議会について【資料1】

令和5年度審議会の答申について【資料2】

令和5年度、令和6年度（9/30時点）特定公契約一覧表【資料3】

アンケート結果（特定公契約対象事業者・従事者）【資料4・資料5】

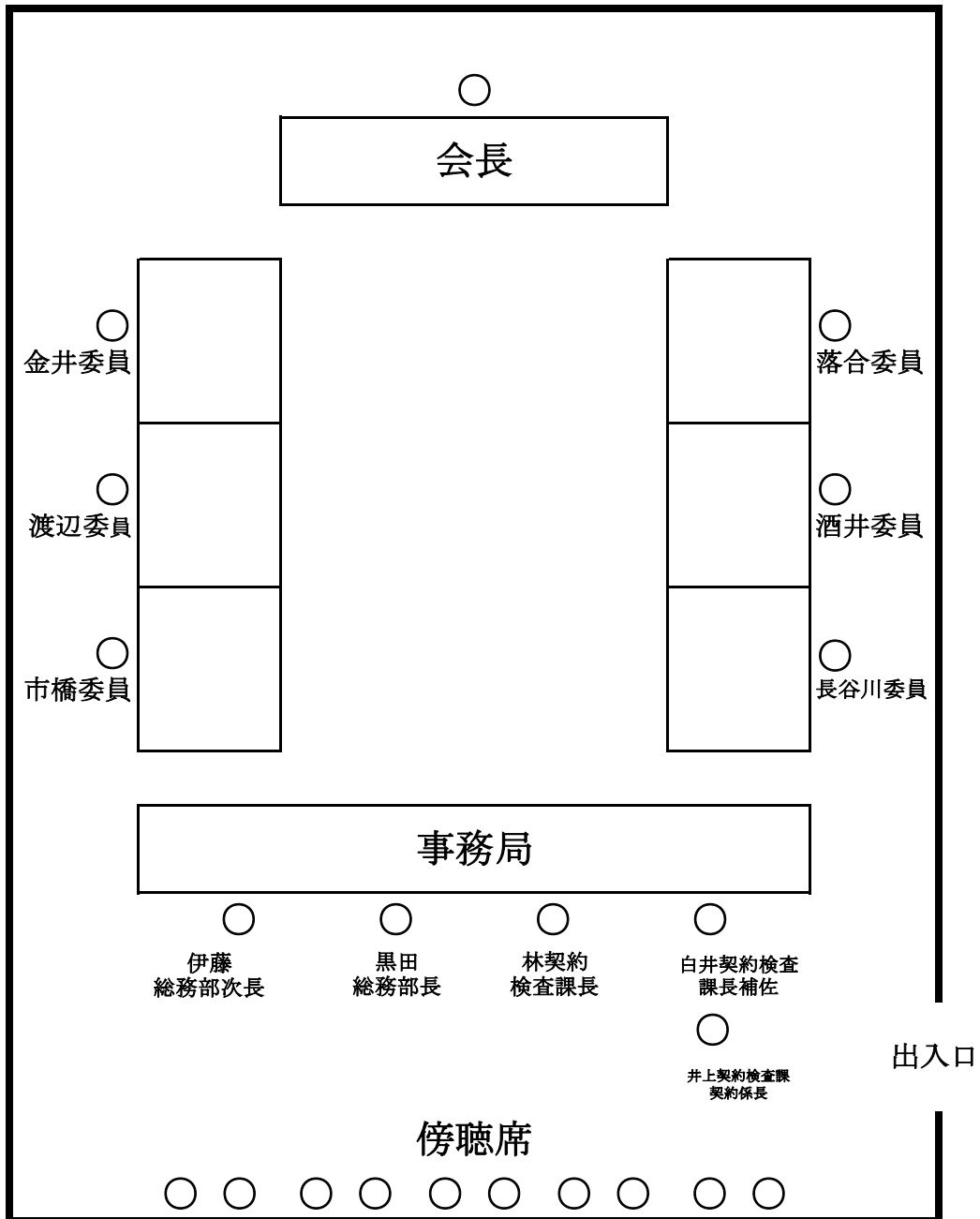
労働報酬下限額、労働報酬下限額の取扱いについて【資料6】

# 令和6年度第1回豊川市公契約審議会配席図

令和6年11月19日(火)

午後3時00分から

委員会室(本庁舎3階)



## 豊川市公契約審議会構成員

(50音順)

構成員	氏名	区分	組織・団体
委員	市橋 智久	労働者代表	愛知県労働者福祉協議会 東三河支部 支部長
委員	落合 利夫	事業者代表	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長
委員	金井 幸子	学識経験者	愛知大学 法学部准教授
委員	酒井 雅喜	労働者代表	日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会 事務局長
委員	長谷川 完一郎	事業者代表	豊川商工会議所 専務理事
委員	渡辺 裕一郎	学識経験者	愛知県社会保険労務士会 三河東支部

任期：R6.9.27～R8.9.26

## 豊川市公契約審議会について

### 1. 趣旨

豊川市公契約条例の施行（平成31年2月1日施行、豊川市公契約審議会に係る規定については、平成30年9月27日施行）に伴い、労働報酬下限額その他公契約に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、豊川市公契約審議会を設置する。

### 2. 根拠法令等

豊川市公契約条例第14条に規定する「豊川市公契約審議会」  
豊川市公契約審議会運営要領

### 3. 審議事項

- ・特定公契約（豊川市公契約条例施行規則で規定）において、事業者（受注者及び下請負者等）が労働者に支払う賃金等の下限額（労働報酬下限額）
- ・公契約に係る重要事項

#### \*特定公契約

- (1) 総合評価落札方式による契約
- (2) 予定価格が1億円以上の工事請負契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務に係るもの
  - ア 庁舎その他施設の建物清掃業務
  - イ 除草及び草刈業務
  - ウ 樹木管理業務
  - エ 庁舎その他施設の受付、案内等業務
  - オ 給食調理等業務
- (4) 上限額が1,000万円以上の公募による指定管理協定
- (5) 上記に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要があると認めるもの

5 豊公審第3号  
令和6年 1月31日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会  
会長 金井 幸子

令和6年度労働報酬下限額について（答申）

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金の1%を上乗せした金額とすることが望ましい。

3 付帯意見

・公契約条例における目的や労働報酬下限額に関する従事者の認識を高めるため、更なる取組を実施すること。

# 令和5年度 特定公契約一覧表【工事請負契約】No.1

資料3-1

※ 令和5年度労働報酬下限額：設計労務単価割合の78%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	7月12日	特定環境保全公共下水道築造工事 (豊川処理分区 三谷原・牧野第10 工区)	下水整備課	総合評価落札方式	106,344,700	103,180,000	土木一式	2,400	86.9% 普通作業員	
2	7月12日	特定環境保全公共下水道築造工事 (豊川西部処理分区 平尾第8工区)	下水整備課	総合評価落札方式	42,611,800	41,305,000	土木一式	2,262	81.9% 普通作業員	
3	7月26日	大崎町配水管布設替工事R5-32	水道整備課	総合評価落札方式	61,732,000	59,873,000	水道施設	1,732	81.0% 軽作業員	【軽作業員】 正社員(R5.2入社) 年齢(40歳) (建設業経験なし)
4	8月9日	市営上野住宅A棟外壁等改修工事	建築課	総合評価落札方式	27,962,000	26,620,000	建築一式	2,300	83.2% 普通作業員	
5	8月30日	橋りょう補修工事(R5-1)	道路河川 管理課	総合評価落札方式	29,502,000	28,380,000	土木一式	2,195	79.4% 普通作業員	
6	8月30日	道路改良工事 市道三上本郷三谷 原宮ノ上線	道路建設課	総合評価落札方式	22,261,800	21,590,800	土木一式	2,482	78.2% 特殊作業員	
7	8月30日	道路改良工事 市道江島金沢線(週 休2日)	道路建設課	総合評価落札方式	20,671,200	19,580,000	土木一式	2,180	78.9% 普通作業員	1,250円 45.2% 普通作業員 【年金等受給者】 正社員 年齢(72歳) 勤続年数(20年)
8	8月30日	一宮大木土地区画整理地内6号公 園整備工事	公園緑地課	総合評価落札方式	30,461,200	28,270,000	土木一式	2,200	79.6% 普通作業員	
9	9月27日	野口町配水管布設替工事R5-31	水道整備課	総合評価落札方式	69,366,000	65,197,000	水道施設	1,875	87.7% 軽作業員	【軽作業員】 パート・アルバイト 年齢(65歳) (簡易作業)
10	11月29日	赤塚山公園施設改修工事	公園緑地課	総合評価落札方式	11,154,000	10,747,000	土木一式	2,482	78.2% 特殊作業員	

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和5年度 特定公契約一覧表 【工事請負契約】No.2

※ 令和5年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の78%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	5月17日	公共下水道築造工事(豊川北部処理 分区 麻生田排水区 上野3第5工 区)(週休2日)	下水整備課	予定価格1億以上	127,597,800	123,750,000	土木一式	該当なし	該当なし	
2	6月15日	豊川市立三蔵子小学校校舎大規模 改修工事のうち建築工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	1,292,500,000	1,265,000,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R05-R06】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R05-R06】 【特定JV】
3	6月15日	豊川市立三蔵子小学校校舎大規模 改修工事のうち機械設備工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	196,570,000	184,775,800	管	2,292	78.7% 配管工	【議会案件】 【継続事業R05-R06】  1,581円 57.2% 普通作業員 【見習い】 正社員(R5.4入社) 年齢(18歳) 勤続年数(3ヶ月)
4	6月15日	豊川市立御津北部小学校校舎大規模 改修工事のうち建築工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	194,700,000	187,000,000	建築一式	該当なし	該当なし	
5	6月21日	豊川市立赤坂小学校校舎外壁等改 修工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	132,990,000	126,280,000	建築一式	該当なし	該当なし	
6	6月21日	豊川市立千両小学校校舎外壁等改 修工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	107,932,000	102,520,000	建築一式	2,881	104.3% 普通作業員	
7	6月28日	豊川市立三蔵子小学校校舎大規模 改修工事のうち電気設備工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	141,460,000	132,000,000	電気	2,500	87.7% 電工	【継続事業R05-R06】
8	7月12日	一宮浄水場浄水設備動力盤等更新 工事R5-44	水道整備課	予定価格1億以上	103,818,000	103,400,000	機械器具 設置	2,180	78.9% 普通作業員	
9	8月2日	豊川公園再整備工事(外周園路)	公園緑地課	予定価格1億以上	117,843,000	107,272,495	土木一式	該当なし	該当なし	
10	8月2日	市営平尾住宅A棟耐震補強工事	建築課	予定価格1億以上	107,404,000	105,215,000	建築一式	2,155	78.0% 普通作業員	【継続事業R05-R06】

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和5年度 特定公契約一覧表【工事請負契約】No.3

※ 令和5年度労働報酬下限額：設計労務単価割合の78%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
11	8月9日	柑子町配水管布設替工事R5-35	水道整備課	予定価格1億以上	121,858,000	115,764,000	水道施設	2,276	82.4% 普通作業員	
12	9月6日	豊川市役所北庁舎空調設備改修工事	財産管理課	予定価格1億以上	327,800,000	301,576,000	管	2,500	85.8% 配管工	【議会案件】 【継続事業R05-R06】
13	9月13日	下ノ郷排水機場ポンプ用エンジン等整備工事	農務課	予定価格1億以上	149,689,100	146,300,000	機械器具 設置	2,673	78.6% 設備機械工	1,228円 44.4% 普通作業員 【見習い】 正社員(R5.4入社) 年齢(19歳) 勤続年数(6ヶ月)
14	9月13日	豊川公園再整備工事(芝生広場A)	公園緑地課	予定価格1億以上	137,584,700	125,259,640	土木一式	該当なし	該当なし	
15	12月20日	豊川市武道館改修工事のうち建築工	スポーツ課	予定価格1億以上	141,570,000	134,200,000	建築一式	該当なし	該当なし	【継続事業R05-R06】
16	3月5日 (議決日)	豊川市南部学校給食センター蒸気配管更新等工事	学校給食課	予定価格1億以上	178,640,000	169,730,000	管工事	2,300	79.0% 配管工	【議会案件】 【継続事業R05-R07】 1,050円 36.1% 配管工 【年金等受給者】 正社員 年齢(73歳) 勤続年数(50年)

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。



## 令和5年度 特定公契約一覧表【業務委託契約】No.1

※ 令和5年度労働報酬下限額(4月～9月) : 996円(令和4年10月以降の地域別最低賃金: 986円)

※ 令和5年度労働報酬下限額(10月以降) : 1,038円(令和5年10月以降の地域別最低賃金: 1,027円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲 (1,000万円以上)	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(986円)・ 割合	備考
1	3月1日	庁舎清掃等業務委託その2(長期継続契約)	保健センター	庁舎その他施設の建物 清掃業務	12,000,472	11,990,000	業務委託	996	101.0% +10円	業務期間: R5.4～R6.3 10/1以降は、1,027円以上
2	4月1日	豊川市サッカー場維持管理業務委託	スポーツ課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	13,021,800	13,021,800	業務委託	1,000	101.4% +14円	【一者随契】 10/1以降は、1,027円以上
3	4月1日	プリオビル及びプリオIIビル管理運営包括業務委託	都市計画課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	477,917,303	477,917,303	業務委託	996	101.0% +10円	【一者随契】 10/1以降は、1,027円以上
4	4月19日	庁舎清掃等業務委託その1	財産管理課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	21,456,381	20,815,300	業務委託	996	101.0% +10円	10/1以降は、1,027円以上
5	4月19日	道路草刈業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	20,212,500	20,130,000	業務委託	2,341	237.4% +1,355円	
6	4月19日	道路草刈業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	23,996,500	23,870,000	業務委託	2,155	218.6% +1,169円	
7	5月10日	公園芝刈業務委託	公園緑地課	除草及び草刈業務	12,098,900	11,550,000	業務委託	1,000	101.4% +14円	10/1以降は、1,027円以上
8	5月10日	公園草刈業務委託(北部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	14,416,600	14,410,000	業務委託	1,200	121.7% +214円	
9	5月10日	公園草刈業務委託(南部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	15,383,500	11,055,000	業務委託	1,200	121.7% +214円	
10	5月10日	公園樹木管理業務委託(東部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	12,565,300	12,100,000	業務委託	1,037	105.2% +51円	

## 令和5年度 特定公契約一覧表【業務委託契約】No.2

※ 令和5年度労働報酬下限額(4月～9月) : 996円(令和4年10月以降の地域別最低賃金: 986円)

※ 令和5年度労働報酬下限額(10月以降) : 1,038円(令和5年10月以降の地域別最低賃金: 1,027円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲 (1,000万円以上)	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(986円) 割合	備考
11	5月10日	公園樹木管理業務委託(南部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	11,179,300	10,758,000	業務委託	1,180	119.7% +194円	
12	5月10日	公園樹木管理業務委託(西部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	12,777,600	12,320,000	業務委託	1,000	101.4% +14円	10/1以降は、1,027円以上
13	5月17日	街路樹剪定業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	17,075,300	15,950,000	業務委託	1,185	120.2% +199円	
14	5月17日	街路樹剪定業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	14,469,400	14,300,000	業務委託	1,067	108.2% +81円	
15	5月17日	街路樹剪定業務委託その3	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	11,918,500	11,440,000	業務委託	1,185	101.0% +199円	
16	5月17日	街路樹剪定業務委託その4	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	16,101,800	15,400,000	業務委託	1,000	101.4% +14円	10/1以降は、1,027円以上
17	5月17日	河川等草刈業務委託その1 準用河川 諏訪川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	19,791,200	19,580,000	業務委託	1,213	123.0% +227円	
18	5月17日	河川等草刈業務委託その2 準用河川 善光寺川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	18,399,700	18,260,000	業務委託	1,466	148.7% +480円	
19	5月30日	豊川市南部学校給食センター調理等 包括業務委託	学校給食課	給食調理等業務	916,537,600	812,900,000	業務委託	1,010	102.4% +24円	業務期間: R5.8～R10.7 10/1以降は、1,027円以上
20	7月26日	危険木伐採・剪定業務委託	道路河川 管理課	樹木管理業務	10,657,900	10,450,000	業務委託	1,000	101.4% +14円	10/1以降は、1,027円以上

# 令和6年度 特定公契約一覧表(9/30時点) 【工事請負契約】No.1

資料3-2

※ 令和6年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の80%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	6月19日	豊川西部土地地区画整理地内2号公園整備工事(週休2日)	公園緑地課	総合評価落札方式	31,703,100	28,600,000	土木一式	2,350	80.0% 普通作業員	【低入札案件】 1,038円 45.9% 軽作業員 【見習い】 技能実習生(R6.4入社) 年齢(20歳、22歳) 勤続年数(2ヶ月)
2	7月3日	東桜木町配水管布設替工事R6-47(週休2日)	水道整備課	総合評価落札方式	39,974,000	37,972,000	水道施設	2,474	80.5% 配管工	
3	7月3日	赤塚山公園施設改修工事	公園緑地課	総合評価落札方式	11,823,900	11,418,000	土木一式	2,513	85.5% 普通作業員	
4	7月17日	特定環境保全公共下水道築造工事(豊川処理分区 三谷原・牧野第12工区)(週休2日)	下水整備課	総合評価落札方式	71,009,400	69,850,000	土木一式	2,000	88.4% 軽作業員	【軽作業員】 見習い 技能実習生
5	7月17日	篠束町配水管布設替工事R6-60(週休2日)	水道整備課	総合評価落札方式	34,771,000	32,692,000	水道施設	2,482	80.7% 配管工	
6	7月17日	道路拡幅改良工事 都市計画道路上宿禰井線(週休2日)	道路建設課	総合評価落札方式	68,494,800	65,450,000	土木一式	2,410	82.0% 普通作業員	
7	7月25日	為当保育園外壁等改修工事	保育課	総合評価落札方式	37,488,000	34,320,000	建築一式	2,350	80.0% 普通作業員	
8	9月11日	橋りょう補修工事(R6-1)	道路河川管理課	総合評価落札方式	28,644,000	27,775,000	土木一式	2,434	82.9% 普通作業員	

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和6年度 特定公契約一覧表(9/30時点) 【工事請負契約】No.2

※ 令和6年度労働報酬下限額：設計労務単価割合の80%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	4月17日	一宮浄水場浄水設備等更新工事R6-21	水道整備課	予定価格1億以上	144,464,100	140,800,000	機械器具 設置	2,480	84.4% 普通作業員	
2	4月17日	小坂井第2配水場自家発電機更新工事R6-22	水道整備課	予定価格1億以上	124,423,200	118,800,000	機械器具 設置	2,480	84.4% 普通作業員	
3	5月15日	公共下水道築造工事(為当処理分区久保第2排水区 森・為当第13工区)(週休2日)	下水整備課	予定価格1億以上	108,939,600	105,600,000	土木一式	2,400	81.7% 普通作業員	
4	6月13日 (議決日)	豊川市消防署本署庁舎整備工事のうち建築工事	消防本部 総務課	予定価格1億以上	2,777,500,000	2,737,900,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R8】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R8】 【特定JV】
5	6月13日 (議決日)	豊川市総合保健センター(仮称)新築工事のうち建築工事	保健センター	予定価格1億以上	2,321,000,000	2,293,500,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
								2,500	85.1% 普通作業員	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
6	6月13日 (議決日)	豊川市総合保健センター(仮称)新築工事のうち電気設備工事	保健センター	予定価格1億以上	642,730,000	642,730,000	電気	2,350	80.0% 普通作業員	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
7	6月13日 (議決日)	豊川市総合保健センター(仮称)新築工事のうち機械設備工事	保健センター	予定価格1億以上	500,830,000	460,763,600	管	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和6年度 特定公契約一覧表(9/30時点) 【工事請負契約】No.3

※ 令和6年度労働報酬下限額：設計労務単価割合の80%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
8	5月29日	小中学校屋内運動場トイレ改修工事 (東部中学校校区)	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	133,100,000	126,280,000	建築一式	2,600	88.5% 普通作業員	1,349円 45.9% 普通作業員 【年金等受給者】 正社員 年齢(72歳) 勤続年数(18年)
9	6月13日 (議決日)	豊川市総合体育館改修工事のうち建築工事	教育委員会 スポーツ課	予定価格1億以上	729,850,000	707,300,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【特定JV】
10	6月20日 (議決日)	豊川市総合体育館改修工事のうち電気設備工事	教育委員会 スポーツ課	予定価格1億以上	286,000,000	257,950,000	電気	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R7】 【低入札案件】
11	6月13日 (議決日)	豊川市総合体育館改修工事のうち機械設備工事	教育委員会 スポーツ課	予定価格1億以上	412,280,000	399,905,000	管	2,482	80.7% 配管工	【議会案件】 【継続事業R6-R7】
12	6月13日 (議決日)	豊川東部地区市民館建設工事のうち建築工事	市民協働国際課	予定価格1億以上	203,390,000	192,830,000	建築一式	2,500	85.1% 普通作業員	【議会案件】
13	6月13日 (議決日)	市営赤代住宅A・B棟外壁等改修工事(週休2日)	建築課	予定価格1億以上	167,464,000	156,750,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】
14	7月26日 (議決日)	豊川市消防署本署庁舎整備工事のうち機械設備工事	消防本部 総務課	予定価格1億以上	299,640,000	275,668,800	管	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R6-R8】
15	6月26日	豊川市立長沢小学校校舎外壁等改修工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	105,479,000	100,100,000	建築一式	3,000	102.1% 普通作業員	
16	7月24日	一宮浄水場中央監視制御装置更新工事R6-14(週休2日)	水道整備課	予定価格1億以上	223,110,800	209,000,000	機械器具 設置	2,480	84.4% 普通作業員	

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和6年度 特定公契約一覧表(9/30時点) 【業務委託契約】No.1

※ 令和6年度労働報酬下限額(4月～9月) : 1,038円(令和5年10月以降の地域別最低賃金:1,027円)

※ 令和6年度労働報酬下限額(10月以降) : 1,088円(令和6年10月以降の地域別最低賃金:1,077円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲 (1,000万円以上)	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(1,027円) 割合	備考
1	1月19日	豊川市中央図書館業務作業委託	中央図書館	庁舎その他施設の受付、案内等業務	211,352,000	211,111,000	業務委託	1,040	101.3% +13円	業務期間:R6.4～R9.3 10/1以降は、1,077円以上
2	3月1日	豊川市文化会館清掃業務委託(長期継続契約)	文化振興課	庁舎その他施設の建物清掃業務	10,546,021	10,545,700	業務委託	1,038	101.1% +11円	業務期間:R6.4～R7.3 10/1以降は、1,077円以上
3	3月1日	庁舎清掃等業務委託その1(長期継続契約)	財産管理課	庁舎その他施設の建物清掃業務	26,262,685	25,740,000	業務委託	1,038	101.1% +11円	業務期間:R6.4～R7.3 10/1以降は、1,077円以上
4	3月1日	庁舎清掃等業務委託その2(長期継続契約)	商工観光課	庁舎その他施設の建物清掃業務	12,497,710	12,489,400	業務委託	1,038	101.1% +11円	業務期間:R6.4～R7.3 10/1以降は、1,077円以上
5	4月1日	豊川市サッカー場維持管理業務委託	スポーツ課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	13,021,800	13,021,800	業務委託	1,038	101.1% +11円	【一者随契】 10/1以降は、1,077円以上
6	4月1日	プリオビル及びプリオIIビル管理運営包括業務委託	都市計画課	庁舎その他施設の建物清掃業務	396,811,823	396,811,823	業務委託	1,038	101.1% +11円	【一者随契】 10/1以降は、1,077円以上
7	4月17日	道路草刈業務委託その1	道路河川管理課	除草及び草刈業務	22,092,400	22,000,000	業務委託	1,563	152.2% +536円	
8	4月17日	道路草刈業務委託その2	道路河川管理課	除草及び草刈業務	25,274,700	25,190,000	業務委託	2,480	241.5% +1,453円	
9	4月17日	公園草刈業務委託(南部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	15,808,100	14,630,000	業務委託	1,185	115.4% +158円	
10	4月17日	公園草刈業務委託(北部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	16,283,300	14,410,000	業務委託	1,325	129.0% +298円	

## 令和6年度 特定公契約一覧表(9/30時点) 【業務委託契約】No.2

※ 令和6年度労働報酬下限額(4月～9月) : 1,038円(令和5年10月以降の地域別最低賃金:1,027円)

※ 令和6年度労働報酬下限額(10月以降) : 1,088円(令和6年10月以降の地域別最低賃金:1,077円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲 (1,000万円以上)	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(1,027円) 割合	備考
11	4月17日	公園芝刈業務委託	公園緑地課	除草及び草刈業務	10,351,000	9,900,000	業務委託	1,050	102.2% +23円	10/1以降は、1,077円以上
12	5月8日	公園樹木管理業務委託(東部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	14,258,200	12,870,000	業務委託	1,207	117.5% +180円	
13	5月8日	公園樹木管理業務委託(西部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	13,274,800	11,550,000	業務委託	1,200	116.8% +173円	
14	5月15日	街路樹剪定業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	17,910,200	15,400,000	業務委託	1,290	125.6% +263円	
15	5月15日	街路樹剪定業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	13,557,500	11,990,000	業務委託	1,038	101.1% +11円	10/1以降は、1,077円以上
16	5月15日	街路樹剪定業務委託その3	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	9,838,400	9,020,000	業務委託	1,300	126.6% +273円	* 予定価格1000万円以下だが、地区分割のため対象とする
17	5月15日	街路樹剪定業務委託その4	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	16,640,800	14,630,000	業務委託	1,290	125.6% +263円	
18	5月15日	河川等草刈業務委託その1 準用河川諏訪川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	19,973,800	18,920,000	業務委託	1,290	125.6% +263円	
19	5月15日	河川等草刈業務委託その2 準用河川善光寺川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	19,713,100	17,600,000	業務委託	1,290	125.6% +263円	
20	6月12日	公園樹木管理業務委託(南部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	10,294,900	8,250,000	業務委託	1,067	103.9% +40円	10/1以降は、1,077円以上

## 公契約制度に関する調査結果

豊川市公契約条例に基づいて、労働環境の確認を行った事業者及び従事者を対象に、労働報酬下限額等に関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重なご意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

## 1. 調査概要

- (1) 実施期間 ・ 令和6年8月～9月
- (2) 調査対象
- ・ 事業者  
令和5年度と令和6年度に労働環境の確認を行った事業者（51者）
  - ・ 建設工事従事者  
令和6年度に労働環境の確認を行い、中間点検を実施した工事現場（13か所）の従事者
  - ・ 業務委託  
令和5年度と令和6年度に労働環境の確認を行った事業者（14者）の従事者
- (3) 実施方法
- ・ 事業者  
事業者へ郵送依頼
  - ・ 建設工事従事者  
工事現場において従事者に直接依頼
  - ・ 業務委託従事者  
事業者を通して従事者に郵送依頼
- (4) 回答数
- ・ 事業者 40者（回答率78.4%）
  - ・ 建設工事従事者 100名
  - ・ 業務委託従事者 72名
- (5) アンケート結果（抜粋）

事業者	
①	公契約条例の制度について、36者（90.0%）が「一定程度理解できている」との回答でした。【問2】
②	周知方法について、「チラシの交付」が14者（24.6%）で2割強の回答でした。【問4】
③	この2年間の賃金水準について、36者（90.0%）が「引き上げた」、引き上げた36者のうち、26者（72.2%）が2年間とも「引き上げた」、22者（61.1%）が次年度も「引き上げる予定」との回答でした。【問6、問7】



- ④ 人材確保のため重要と考えていることについて、「給与、ボーナスの引上げ」が32者(26.5%)で一番高く、次に「休日確保、有給休暇取得促進、長時間労働の是正」が31者(25.6%)の回答でした。【問9】
- ⑤ 労働報酬下限額について、20者(50.0%)が「現状と同程度」との回答でした。【問11】
- ⑥ 建設業の働き方改革を推進するために今後重要と考えているものは、「工事関係書類の簡素化」が32者(28.6%)で一番高く、次に「施工時期の平準化の推進」が25者(22.3%)、「適切な工期設定での工事発注」が24者(21.4%)、「週休2日制工事の推進」が18者(16.1%)の回答でした。【問13】

#### 建設工事従事者

- ① 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、68名(68.0%)が「知っている」、知っている68名のうち、40名(58.8%)の半数以上が「チラシ」で知ったとの回答でした。【問5、問6】
- ② 支払われている賃金について、70名(70.0%)が労働報酬下限額以上であることを「確認した」との回答でした。【問7】
- ③ この2年間の賃金について、55名(55.0%)が「変わらない」との回答でした。【問10】
- ④ 労働意欲が向上するものについて、「賃金、ボーナスの引上げ」が78名(41.5%)で一番高く、次に「休日、労働時間」が47名(25.0%)の回答でした。【問11】
- ⑤ 1か月の仕事の休みについて、「週1日以上週2日未満(4週4休以上4週8休未満)」が48名(48.0%)で約半数の回答でした。【問12】

#### 業務委託、指定管理協定従事者

- ① 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、53名(73.6%)が「知っている」、知っている53名のうち、27名(50.9%)が「作業場等の掲示物」で知ったとの回答でした。【問2、問3】
- ② 支払われている賃金について、50名(69.4%)が労働報酬下限額以上であることを「確認した」との回答でした。【問4】
- ③ この2年間の賃金について、54名(75.0%)が「上がった」との回答でした。【問7】
- ④ 労働意欲が向上するものについて、「賃金、ボーナスの引上げ」が54名(34.8%)で一番高く、次に「休日、労働時間」が33名(21.3%)の回答でした。【問8】

## (6) アンケート結果の評価及び今後の取組

### 事業者

事業者へのアンケート結果から、公契約制度について一定程度理解いただいていると考えております。周知方法については、「チラシ等を作業場等の見やすい場所に掲示し、かつ、従事者に直接書面で交付する」こととしていますが、昨年度よりも増加しているもののチラシの交付は、2割強と低い回答となっておりますので、引き続き、契約時に従事予定人数分のチラシを事業者へ渡し、新規入場者教育などで従事者に直接交付することで、周知を徹底するように事業者へ依頼してまいります。あわせて、作成した制度ポスターを特定公契約案件対象事業者へ今後も配布をしてまいります。

また、事業者が人材確保のため重要と考えている、「給与、ボーナスの引上げ」及び「休日確保、有給休暇取得促進、長時間労働の是正」などについては、本市が建設業の働き方改革を推進するために実施している、「施工時期の平準化の推進」、「週休2日制工事の推進」などの取り組みが重要となってくると考えておりますので、今後も確実に取り組んでまいります。さらに今年度は、工事書類簡素化要領の改正にも取り組んでおり、書類の簡素化を図っていきたいと考えております。

### 従事者

従事者へのアンケート結果から、建設工事は昨年度と同程度の約3割、業務委託は昨年度を上回る約3割の従事者の方が、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて「知らない」との回答がありましたので、引き続き、周知文などを活用し従事者への周知を徹底するように事業者へ依頼するとともに、作業場等の掲示物により労働報酬下限額など公契約制度を知った方も業務委託では半数以上いるため、作成した制度ポスターを掲示し、さらなる周知を図ってまいります。

また、労働意欲が向上するものについて「賃金、ボーナスの引上げ」が一番高い回答となっており、賃金等の引き上げを含む労働環境の改善に繋がる労働報酬下限額について、社会経済情勢、物価変動状況などを見ながら適切に設定していきたいと考えております。

## 1. 労働報酬下限額について

## ○労働報酬下限額設定区分

(1) 工事請負契約	㊦	【一般】 公共工事設計労務単価設定 <u>あり</u>	P. 3~6
	㊧	【一般】 公共工事設計労務単価設定 <u>なし</u>	P. 7
	㊨	【特別】 未熟練者(見習い・手元等) 年金等受給者	P. 11~12
(2) 業務委託契約 指定管理協定	㊩	【一般】	P. 8~10
	㊪	【特別】 未熟練者(見習い・手元等) 年金等受給者	P. 11~12

## (1) 工事請負契約

■㊦の区分は、工事の職種(51種類)ごとに毎年度決定される公共工事設計労務単価に対して、**下限額の割合を何%に設定**するか審議していただくものです。

■㊧の区分は、工事の職種(51種類)の中で、公共工事設計労務単価が設定されない、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」の職種について、**下限額をどのように設定**するか審議していただくものです。

■㊨の区分は、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する方、年金等の受給のため労働の対価を調整している方について、**下限額をどのように設定**するか審議していただくものです。

## (2) 業務委託契約・指定管理協定

■㊩の区分は、地域別最低賃金を基準として、**下限額をいくら上乗せした金額に設定**するか審議していただくものです。

■㊪の区分は、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する方、年金等の受給のため労働の対価を調整している方について、**下限額を設定するかどうか**も含めて審議していただくものです。

■労働報酬下限額に含まれる賃金の構成

(1)工事請負契約

【基本給相当額＋基準内手当＋臨時の給与＋実物給与】

算定対象とする手当等(例)

手当等の区分	手当等の例
基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給
基準内手当	家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、 住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
臨時の給与	賞与(期末手当、勤勉手当)、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給等

※実物給与は、就業規則などで支払規定があるものに限られます。

職種一覧			
01 特殊作業員	14 運転手(特殊)	27 普通船員	40 タイル工
02 普通作業員	15 運転手(一般)	28 潜水士	41 サッシ工
03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工
04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工
05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工
06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工
07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工
08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工
09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工
10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工
11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導警備員A
12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導警備員B
13 溶接工	26 高級船員	39 板金工	

(2)業務委託契約・指定管理協定

【基本給相当額＋毎月支払われる諸手当】

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び臨時に支払われる賃金(賞与)を除く。(各手当は、最低賃金法に定める最低賃金に準ずる)

(1)－㉞ 工事請負契約(公共工事設計労務単価設定あり)

○他自治体の状況(令和6年度)

区分	自治体数	該当自治体
設計労務単価×92%	1	川崎市
設計労務単価×90%	19	多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、千代田区、三木市、草加市、加西市、加東市、越谷市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区
設計労務単価×85%	3	野田市、世田谷区、日野市
設計労務単価×81%	1	豊橋市
設計労務単価×80%	5	直方市、我孫子市、高知市、豊川市、みよし市

29

※津市は、設計労務単価による設定でないため除く

野田市	H22.02～:80% → H24.10～:85%
川崎市	H23.04～:90% → H29.04～:91% → R04.04～:92%
千代田区	H26.10～:85% → H30.04～:86% → H31.04～:87% → R02.04～:88% → R04.04～:90%
豊橋市	H28.04～:75% → H30.04～:77% → R02.04～:80% → R06.04～:81%
豊川市	H31.04～:75% → R03.04～:77% → R05.04～:78% → R06.04～:80%

○他自治体の事例(普通作業員)を愛知県単価に置き換えた金額

令和6年3月適用 普通作業員 公共工事設計労務単価を基準に算出

(愛知県)23,500円/日 ⇒ 時間単価に換算 23,500円/8時間=2,938円

(単位:円)

区分		時間額	日額(8時間)	月額(20日)
公共工事設計労務単価を基準に算出	100%	2,938	23,500	470,000
	92%	2,703	21,620	432,400
	90%	2,644	21,150	423,000
	85%	2,497	19,975	399,500
	81%	2,380	19,035	380,700
	80%	2,350	18,800	376,000
	79%	2,321	18,565	371,300
	78%	2,292	18,330	366,600

※公共工事設計労務単価を基準とする算出とした場合は、単価が改正された場合は、労働報酬下限額も合わせて改正することになります。

○公共工事設計労務単価の推移

全国単価(1日当たり)

年度	全職種平均	
	単価(円)	対前年比
令和 2年度	20,214	4.24%
令和 3年度	20,409	0.96%
令和 4年度	21,084	3.31%
令和 5年度	22,227	5.42%
令和 6年度	23,600	6.18%

愛知県単価(1日当たり)

年度	普通作業員		配管工		電工	
	単価(円)	対前年比	単価(円)	対前年比	単価(円)	対前年比
令和 2年度	20,300	2.53%	21,800	2.83%	21,700	2.84%
令和 3年度	20,300	0.00%	21,900	0.46%	21,700	0.00%
令和 4年度	20,600	1.48%	22,400	2.28%	22,200	2.30%
令和 5年度	22,100	7.28%	23,300	4.02%	22,800	2.70%
令和 6年度	23,500	6.33%	24,600	5.58%	23,900	4.82%

労働報酬下限額(1時間当たり)

年度	普通作業員		配管工		電工	
	下限額(円)	対前年比	下限額(円)	対前年比	下限額(円)	対前年比
令和 3年度(77%)	1,954	2.63%	2,108	3.13%	2,089	2.65%
令和 4年度(77%)	1,983	1.48%	2,156	2.28%	2,137	2.30%
令和 5年度(78%)	2,155	8.67%	2,272	5.38%	2,223	4.02%
令和 6年度(80%)	2,350	9.05%	2,460	8.27%	2,390	7.51%
(81%)	2,380	10.44%	2,491	9.64%	2,420	8.86%

○豊川市公契約条例に基づく最低賃金の報告額

令和6年度(9/30時点)

総合評価落札方式 8件

予定価格1億円以上 16件 (共同企業体の構成員 5者を含む業者数 29者、うち重複 7者)

区分	業者数	
公共工事設計労務単価を基準に算出	90.0%以上	1
	85.0%~89.9%	5
	82.0%~84.9%	5
	81.0%~81.9%	1
	80.1%~80.9%	3
	<b>労働報酬下限額: 80.0%</b>	<b>3</b>
	該当なし	11

29

※最低報告額は、80.0%

令和5年度

総合評価落札方式 10件

予定価格1億円以上 16件 (共同企業体の構成員 1者を含む業者数 27者、うち重複 6者)

区分	業者数	
公共工事設計労務単価を基準に算出	90.0%以上	1
	85.0%~89.9%	4
	80.0%~84.9%	4
	79.0%~79.9%	3
	78.1%~78.9%	6
	<b>労働報酬下限額: 78.0%</b>	<b>1</b>
	該当なし	8

27

※最低報告額は、78.0%

※事業者との合意の下で見習い、手元等として従事する労働者又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者は除いております。

※現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

○賃金構造基本統計調査結果(産業、年齢階級、性、企業規模別賃金)

令和5年度 建設業

産業、 年齢階級	月額(千円)				日額換算(円)				年齢計・企業規模別との差(%)			
	計	大企業	中企業	小企業	計	大企業	中企業	小企業	計	大企業	中企業	小企業
年齢計	349.4	437.6	353.4	321.4	17,470	21,880	17,670	16,070	100%	125%	101%	92%
20～24歳	233.5	245.6	235.4	228.3	11,675	12,280	11,770	11,415	67%	70%	67%	65%
25～29歳	269.5	294.7	271.5	255.9	13,475	14,735	13,575	12,795	77%	84%	78%	73%
30～34歳	306.4	343.3	305.7	292.3	15,320	17,165	15,285	14,615	88%	98%	87%	84%
35～39歳	333.9	392.7	333.3	316.2	16,695	19,635	16,665	15,810	96%	112%	95%	90%
40～44歳	356.7	450.1	358.8	336.8	17,835	22,505	17,940	16,840	102%	129%	103%	96%
45～49歳	387.2	490.5	410.0	353.6	19,360	24,525	20,500	17,680	111%	140%	117%	101%
50～54歳	422.1	566.1	438.0	365.3	21,105	28,305	21,900	18,265	121%	162%	125%	105%
55～59歳	432.5	615.6	437.9	361.6	21,625	30,780	21,895	18,080	124%	176%	125%	103%
60～64歳	360.0	448.9	364.1	336.3	18,000	22,445	18,205	16,815	103%	128%	104%	96%
65～69歳	315.2	338.0	316.8	311.5	15,760	16,900	15,840	15,575	90%	97%	91%	89%

未熟練

年金等

年金等

※令和 4年度 25～29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、**76%**

※令和 3年度 25～29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、**75%**

※令和 2年度 25～29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、**73%**

※令和 元年度 25～29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、**73%**

・公共工事設計労務単価の80%は、労働報酬下限額を設定している全国29団体で一番低い率であるが、愛知県内で下限額を設定している豊橋市(81%)、みよし市(80%)とは同程度であり、本年度(令和6年度)より2%の引き上げを行い80%としていること。

・最低賃金の報告額より、令和5年度の53%(10/19件)の件数が公共工事設計労務単価の80%未満であったこと、令和6年度(9/30時点)の33%(6/18件)の件数が、公共工事設計労務単価の81%未満であること

・本年度の全国平均の公共工事設計労務単価は、前年度を上回る前年比6.2%の上昇となっており、毎月勤労統計調査(令和6年4月から8月の平均)の建設業一般労働者における決まって支給する給与(基本給・家族手当・超過労働手当)についても、前年比3.2%のプラスであること。また、工事従事者のアンケート結果は、令和5・6年度の2年間の賃金は「上がった」との回答が44%(44/100人)で約半数であり、前年度より約2割上昇していること。

・建設業一般労働者における決まって支給する給与(前年比3.2%)と消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く令和6年4月から8月の平均)の総合指数(前年比3.2%)との差がなくなり、前年度のマイナスから改善していること

・工事事業者のアンケート結果は、労働報酬下限額について、「現状と同程度」又は「引き下げるべき」との回答が65%(17/26者)で半数以上の7割弱であること

これらの要素を考慮して、2%の引き上げを実施した本年度と同基準の**公共工事設計労務単価の80%**とすることが適当であると考えます。



(1)－① 公共工事設計労務単価が設定されていない職種について

- ・愛知県により設計労務単価が設定されていない場合  
(屋根ふき工、建築ブロック工)
- ・愛知県により設計労務単価が設定されている場合は、当該単価を適用する  
(石工、ブロック工、タイル工)

○他自治体の状況(令和6年度)

自治体	設定状況・内容
相模原市、厚木市	労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外する
国分寺市	関東地区の平均値を用いて算出
加西市、加東市	事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得る
豊橋市、豊川市、みよし市	設定のあった直近3年間の平均比率を普通作業員単価から設定

○他自治体の事例を豊川市に置き換えた金額

- ・中部地区(岐阜県、静岡県、三重県)においては、全ての県で設定がないため、中部地区の平均による設定はできない
- ・普通作業員単価から設定(令和6年度普通作業員単価 23,500円)

a. 屋根ふき工(直近の設定 平成22年度)

(単位:円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3力年合計
普通作業員	13,400	13,800	13,700	40,900
屋根ふき工	15,300	15,100	14,600	45,000
比率	1.142	1.094	1.066	1.100

3年間の平均比率  $23,500円 \times 1.100 = 25,850円$

直近比率  $23,500円 \times 1.066 = 25,051円$

b. 建築ブロック工(直近の設定 平成26年度)

(単位:円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3力年合計
普通作業員	13,700	16,100	17,000	46,800
建築ブロック工	19,700	22,700	23,700	66,100
比率	1.438	1.410	1.394	1.412

3年間の平均比率  $23,500円 \times 1.412 = 33,182円$

直近比率  $23,500円 \times 1.394 = 32,759円$

- ・設計労務単価を基礎としているため、同じ基準により設定するべきであること
- ・設計労務単価に基づく設定であれば、事業者と労働者双方の理解が得られること
- ・基本的な業務である普通作業員単価を基本とするべきであること
- ・直近3年の平均とすることで、3年間の比率が上下している場合も有効であること

これらの要素を考慮して、本年度と同基準の設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じて設定するべきであると考えます。また、今後、他業種において愛知県単価が示されなかった場合も同様とすることで、考え方の統一ができます。

(2) - ① 業務委託契約・指定管理協定

○他自治体の状況(令和6年度)

区分	自治体数	該当自治体	備考
地域別最低賃金を勘案	7	野田市、川崎市、相模原市、厚木市、草加市、越谷市、 <b>豊川市</b>	【野田市】前年金額に最低賃金上昇率を乗じた額、複数単価(建築保全業務労務単価等を勘案) 【越谷市】生活保護基準等、最低賃金の3年間の上昇率を勘案
職員の初任給を勘案	9	渋谷区、直方市、足立区、三木市、千代田区、加西市、世田谷区、新宿区、津市	【三木市、加西市】最低賃金を勘案 【千代田区】最低賃金を勘案、複数単価
会計年度任用職員報酬を勘案	8	我孫子市、目黒区、日野市、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区	【我孫子市、目黒区、日野市、杉並区、中野区、北区、墨田区】最低賃金を勘案
生活保護基準を勘案	2	多摩市、高知市	【多摩市】最低賃金を勘案、当面の間、生活保護を下回らない額、複数単価 【高知市】最低賃金、その他の事情を勘案
賃金構造基本統計調査の産業別基本給等を勘案	1	国分寺市	【国分寺市】最低賃金、生活保護基準額を勘案、複数単価
その他	3	加東市、 <b>豊橋市</b> 、 <b>みよし市</b>	【加東市】主要12職種の全国平均伸び率を勘案 【豊橋市】他都市の引き上げで最低の額 【みよし市】他都市の平均引き上げ額を勘案

30

○他自治体の労働報酬下限額と最低賃金との差額

(単位:円)

自治体	野田市	川崎市	多摩市	相模原市	国分寺市	渋谷区	厚木市	直方市	足立区
労働報酬下限額	1,089	1,162	1,169	1,168	1,139	1,240	1,158	1,024	1,219
地域別最低賃金	1,026	1,112	1,113	1,112	1,113	1,113	1,112	941	1,113
差額	+63	+50	+56	+56	+26	+127	+46	+83	+106
差額割合	6.14%	4.50%	5.03%	5.04%	2.34%	11.41%	4.14%	8.82%	9.52%
自治体	三木市	千代田区	加西市	草加市	世田谷区	我孫子市	加東市	高知市	<b>豊橋市</b>
労働報酬下限額	1,040	1,200	1,042	1,080	1,330	1,026	1,053	963	<b>1,042</b>
地域別最低賃金	1,001	1,113	1,001	1,028	1,113	1,026	1,001	897	<b>1,027</b>
差額	+39	+87	+41	+52	+217	0	+52	+66	<b>+15</b>
差額割合	3.90%	7.82%	4.10%	5.06%	19.50%	0.00%	5.19%	7.36%	<b>1.46%</b>
自治体	越谷市	目黒区	日野市	<b>豊川市</b>	新宿区	杉並区	江戸川区	中野区	津市
労働報酬下限額	1,090	1,191	1,169	<b>1,038</b>	1,245	1,231	1,220	1,310	1,047
地域別最低賃金	1,028	1,113	1,113	<b>1,027</b>	1,113	1,113	1,113	1,113	973
差額	+62	+78	+56	<b>+11</b>	+132	+118	+107	+197	+74
差額割合	6.03%	7.01%	5.03%	<b>1.07%</b>	11.86%	10.60%	9.61%	17.70%	7.61%
自治体	北区	墨田区	<b>みよし市</b>						
労働報酬下限額	1,191	1,210	<b>1,081</b>						
地域別最低賃金	1,113	1,113	<b>1,027</b>						
差額	+78	+97	<b>+54</b>						
差額割合	7.01%	8.72%	<b>5.26%</b>						

※労働報酬下限額は、令和6年 4月の金額

※地域別最低賃金は、令和5年10月の適用額

※複数の労働報酬下限額が設定されている団体(野田市、多摩市、国分寺市、千代田区)は、最も低い額で算出

差額の最低は、我孫子市の 0円、最高は、世田谷区の+217円

30市の単純平均は、+74.9円、7.04%

○豊川市公契約条例に基づく最低賃金の報告額

令和6年度(9/30時点)

業務委託 20件 (業者数 20者、うち重複 6者)

区分	最低賃金との差額	業者数
地域別最低賃金を基準 に算出	61円～	11
	51円～60円	0
	41円～50円	0
	31円～40円	1
	21円～30円	1
	12円～20円	1
	<b>労働報酬下限額:11円</b>	<b>6</b>

←差額11円

20

※令和6年 4月から令和6年9月までの契約案件における労働報酬下限額は、【1,038円】

// 地域別最低賃金は、【1,027円】

※令和6年10月から令和7年3月までの契約案件における労働報酬下限額は、【1,088円】

// 地域別最低賃金は、【1,077円】

※指定管理協定は、該当案件なし

令和5年度

業務委託 20件 (業者数 20者、うち重複 4者)

区分	最低賃金との差額	業者数
地域別最低賃金を基準 に算出	61円～	10
	51円～60円	1
	41円～50円	0
	31円～40円	0
	21円～30円	1
	11円～20円	5
	<b>労働報酬下限額:10円</b>	<b>3</b>

←差額10円

20

※令和5年 4月から令和5年9月までの契約案件における労働報酬下限額は、【 996円】

// 地域別最低賃金は、【 986円】

※令和5年10月から令和6年3月までの契約案件における労働報酬下限額は、【1,038円】

// 地域別最低賃金は、【1,027円】

※指定管理協定は、該当案件なし

○労働報酬下限額(案)

(単位:円)

令和7年度(案)	最低賃金との差額	設定理由	令和6年度	最低賃金との差額
1,077	-	愛知県の地域別最低賃金(R06.10)	1,027	-
1,077	0.0% 0	他都市の差額の最低額【我孫子市の最低賃金との差額を参考】 (1,077円+0円)=1,077円	1,030	0.3% +3
1,160	7.7% +83	豊川市会計年度任用職員報酬と最低賃金の中間【我孫子市を参考】 (1,242円+1,077円)÷2=1,160円	1,056	2.8% +29
1,242	15.3% +165	豊川市会計年度任用職員報酬	1,085	5.6% +58
1,088	1.0% +11	地域別最低賃金の1%増 (1,077円×1.01)=1,088円	1,038	1.1% +11
1,092	1.4% +15	県内市の差額【豊橋市の最低賃金との差額を参考】 (1,077円+15円)=1,092円	1,042	1.5% +15
1,152	7.0% +75	他団体の労働報酬下限額と最低賃金との差額の平均を勘案 (1,077円+75円)=1,152円	1,080	5.2% +53

※令和7年度(案)は、

**豊川市会計年度任用職員報酬(R7.4~)【1,242円】、地域別最低賃金(R6.10~)【1,077円】**として算定しています。

・最低賃金の1%を上乗せした額である最低賃金との差額11円は、労働報酬下限額を設定している全国30団体で2番目に低い額であること

・最低賃金の報告額より、令和5年度の85%(17/20件)、令和6年度(9/30時点)の70%(14/20件)の件数が、最低賃金との差額が1%以上(令和5年度:10円以上、令和6年度:11円以上)であること

・業務委託事業者のアンケート結果は、令和5・6年度の2年間で賃金水準を「引き上げた」との回答が92%(12/13者)、引き上げた事業者のうち、次年度の令和7年度も「引き上げる予定」との回答が83%(10/12者)であり、また、労働報酬下限額について、42%(5/12者)が現状(1%上乗せ)より、「引き上げるべき」との回答であること

・公共職業安定所(ハローワーク)の職業別求人賃金(豊川管内)について、清掃業務(令和6年4月から9月の平均)の求職者希望賃金は、地域別最低賃金のプラス0.9%(9円上乗せ)で、今年度の労働報酬下限額(1%、11円の上乗せ)と同程度であるものの、直近(令和6年8月と9月の平均)では、地域別最低賃金のプラス2.3%(24円上乗せ)で、労働報酬下限額より高い額となっていること

・一方、地域別最低賃金の上昇率は、令和6年度は前年比50円、4.9%、令和5年度は前年比41円、4.2%の上昇となっており、毎月勤労統計調査(令和6年4月から8月の平均)のパートタイム労働者所定内給与(基本給・家族手当)についても、前年比4.2%と同程度であること。また、パートタイム労働者所定内給与(前年比4.2%)と、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く令和6年4月から8月の平均)の総合指数(前年比3.2%)との差は1.0%のプラスであること

・委託事業者のアンケート結果は、人材確保のために重要と考えている項目について、「給与、ボーナスの引上げ」の回答が高いものの、労働報酬下限額について、58%(7/12者)が「現状と同程度」との回答であること

・地域別最低賃金を基準とした労働報酬下限額の設定であれば、事業者と労働者双方の理解が得られる(わかりやすい)こと

これらの要素を考慮して、労働報酬下限額を引き上げることとし、引き上げ割合は公共職業安定所(豊川管内)による清掃業務の直近の求職者希望賃金と地域別最低賃金の差額(2.3%:24円上乗せ)などを基準としつつ、近隣の豊橋市(15円上乗せ)の下限額及び委託事業者の下限額に関するアンケート結果を踏まえ、事業者に大きな負担とならないように、直近の上乗せ額(24円)と下限額上乗せ額(11円)の差額(13円)の半分程度(6円)の上乗せとなる1%から0.5%を引き上げた**最低賃金の1.5%を上乗せした額(17円上乗せ)とすることが適当**であると考えます。また、最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額を最低賃金の1.5%を上乗せした額とするため、**労働報酬下限額も変更**することとします。

※履行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用することとします。ただし、契約(指定)期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給することとします。

(1)一㊟【工事請負契約】未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者

○他自治体の状況(令和6年度)

区分	設定方法	自治体数	該当自治体
他の単価を適用	業務委託下限額	6	相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市、 <b>豊川市</b>
	軽作業員単価×72%	1	足立区
	軽作業員単価×70%	9	渋谷区、世田谷区、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区
	軽作業員下限額×80%	1	越谷市
	軽作業員下限額×70%	2	我孫子市、みよし市
	軽作業員下限額×67%	1	<b>豊橋市</b>
その他		3	多摩市、草加市、高知市

※軽作業員単価は、公共工事設計労務単価の1つ 23

※労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者

※6自治体(野田市、川崎市、国分寺市、直方市、千代田区、日野市)は、設定なし

○他自治体の事例を愛知県単価に置き換えた金額 (単位:円)

区分	時間額	日額(8時間)	月額(20日)
軽作業員単価 70%	1,584	12,673	253,456
軽作業員下限額 80%	1,449	11,590	231,808
軽作業員下限額 70%	1,268	10,142	202,832
軽作業員下限額 67%	1,213	9,707	194,139
業務委託契約労働報酬下限額	最低賃金等を勘案して決定		

※(愛知県軽作業員)18,100円/日 ⇒ 時間単価に換算 18,100円/8時間=2,263円

労働報酬下限額の設定を、80%とした場合  $2,263円 \times 80\% = 1,810円$  (軽作業員下限額)

○豊川市公契約条例に基づく最低賃金の報告額

令和6年度(9/30時点)

区分	業者数	備考
公共工事設計労務単価を基準に算出 【見習い】時間当たり賃金	1	技能実習生(見習い) 年齢(20歳、22歳) 勤続2ヶ月
公共工事設計労務単価を基準に算出 【年金等受給者】時間当たり賃金	1	正規雇用(年金受給者) 年齢(72歳) 勤続18年

令和5年度

区分		業者数	備考
公共工事設計労務単価を基準に算出	普通作業員:45.2%	1	正規雇用(年金受給者) 年齢(72歳) 勤続20年
【年金受給者】時間当たり賃金	1,250		
公共工事設計労務単価を基準に算出	普通作業員:57.2%	1	正規雇用(見習い) 年齢(18歳) 勤続3ヶ月
【見習い】時間当たり賃金	1,581		
公共工事設計労務単価を基準に算出	普通作業員:44.4%	1	正規雇用(見習い) 年齢(19歳) 勤続6ヶ月
【見習い】時間当たり賃金	1,228		
公共工事設計労務単価を基準に算出	配管工:36.1%	1	正規雇用(年金受給者) 年齢(73歳) 勤続50年
【年金受給者】時間当たり賃金	1,050		

4

(2)－㊦ 【業務委託契約・指定管理協定】未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者

○他自治体の状況(令和6年度)

区分	設定方法	該当自治体
他の単価を適用	地域別最低賃金	豊橋市

※労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者

※豊橋市以外の自治体は、設定なし

- ・未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者ともに、労働環境の確保と同時に雇用を確保する観点があること
- ・年金等受給者は、年金等の受給のため日当たり賃金を調整している場合があること
- ・工事請負契約については、東京都の特別区を除き業務委託の労働報酬下限額と同額としている団体が多いこと
- ・業務委託契約、指定管理協定については、豊橋市以外は設定していないこと

これらの要素を考慮して、本年度と同基準の他自治体の設定状況を勘案し、工事請負契約については業務委託契約労働報酬下限額と同額、業務委託契約・指定管理協定については設定せず一般と同額が適当であると考えます。なお、工事請負契約の労働者については、当該労働者の合意を得た場合に限るものとします。

## 2. 労働報酬下限額の取扱いについて

### (1) 単価改正

・公共工事設計労務単価及び地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正することとするが、審議会に諮ることなく改正できるものとする。

### (2) 端数処理

・労働報酬下限額の算定時における小数点以下の端数は、切り上げとする。

### (3) 複数年にまたがる契約

・対象契約の契約期間が複数年にまたがる場合で、契約締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる契約変更が行われない場合は、労働報酬下限額が改定された場合でもその適用を受けず、履行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用する。ただし、契約(指定)期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額とする。

### (4) 確認書類

・労働環境確認書による最低賃金について、事業者の事務量増加の負担を極力抑えるため、確認書提出時の聞き取りにより行うこととする。なお、「豊川市公契約条例の手引き」については、「労働環境確認書提出時に内容を聞き取りしていく中で、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。」旨を記載しております。

# 1 公契約条例等を制定している地方自治体一覧(R6. 4現在)

① 条例(労働報酬下限額の設定あり)

No.	自治体名 (条例名)	施行	対象(万円)		労働環境 チェック (有○:無×)	賃金計算シート 賃金台帳 (有○:無×)
			上段:工事 下段:委託	指定管理 (有○:無×)		
1	千葉県野田市 (野田市公契約条例)	H22. 2	4,000 1,000	○ (全て)	×	○ ×
2	神奈川県川崎市 (川崎市公契約条例)	H23. 4	60,000 1,000	○ (全て)	×	○ ×
3	東京都多摩市 (多摩市公契約条例)	H24. 4	5,000 1,000	○ (市長等認めた施設)	×	○ ×
4	神奈川県相模原市 (相模原市公契約条例)	H24. 4	10,000 500	○ (全て)	×	○ ×
5	東京都国分寺市 (国分寺市公共調達条例)	H24. 12	9,000 1,000	○ (1,000)	×	○ ○
6	東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)	H25. 1	10,000 1,000	○ (1,000)	×	○ ×
7	神奈川県厚木市 (厚木市公契約条例)	H25. 4	10,000 1,000	○ (1,000)	×	○ ×
8	福岡県直方市 (直方市公契約条例)	H26. 4	5,000 1,000	○ (1,000)	×	○ ×
9	東京都足立区 (足立区公契約条例)	H26. 4	18,000 9,000	○ (条例で定める施設)	×	○ ×
10	兵庫県三木市 (三木市公契約条例)	H26. 7	5,000 1,000	○ (1,000)	×	○ ×
11	東京都千代田区 (千代田区公契約条例)	H26. 10	11,000 2,400	○ (全て)	×	○ ×
12	兵庫県加西市 (加西市公契約条例)	H27. 4	5,000 1,000	○ (1,000)	×	○ ×
13	埼玉県草加市 (草加市公契約基本条例)	H27. 4	12,000 1,000	○ (1,000)	○	×
14	東京都世田谷区 (世田谷区公契約条例)	H27. 4	3,000 2,000	○ (2,000)	○	×
15	千葉県我孫子市 (我孫子市公契約条例)	H27. 4	10,000 2,000	○ (2,000)	×	○ ○
16	兵庫県加東市 (加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例)	H27. 7	10,000 1,000	○ (規則で定める施設)	×	○ ×
17	高知県高知市 (高知市公共調達条例)	H27. 10	15,000 500	○ (全て)	×	○ ×
18	愛知県豊橋市 (豊橋市公契約条例)	H28. 4	15,000 1,000	○ (1,000)	○	×
19	埼玉県越谷市 (越谷市公契約条例)	H29. 4	5,000 1,000	○ (1,000)	○	×
20	東京都目黒区 (目黒区公契約条例)	H30. 10	5,000 1,000	○ (規則で定める施設)	×	○ ×



21	東京都日野市 (日野市公契約条例)	H30. 10	10,000	×	×	○
			3,000			×
22	愛知県豊川市 (豊川市公契約条例)	H31. 2	10,000	○ (1,000)	○	×
			1,000			×
23	東京都新宿区 (新宿区公契約条例)	R01. 10	2,000	○ (全て)	○	×
			1,000			×
24	東京都杉並区 (杉並区公契約条例)	R02. 8	5,000	○ (全て)	○	×
			1,000			×
25	東京都江戸川区 (江戸川区公契約条例)	R03. 10	18,000	○ (全て)	○	×
			4,000			×
26	東京都中野区 (中野区公契約条例)	R04. 4	18,000	○ (全て)	○	×
			1,000			×
27	三重県津市 (津市公契約条例)	H30. 4	15,000	○ (1,000)	×	○
			1,000			×
28	東京都北区 (北区公契約条例)	R05. 7	9,000	○ (2,000)	○	×
			2,000			×
29	愛知県みよし市 (みよし市公契約条例)	R06. 4	10,000	○ (1,000)	○	×
			1,000			×
30	東京都墨田区 (墨田区公契約条例)	R06. 4	10,000	○ (全て)	○	×
			2,000			×

※労働環境チェック「×」の団体は、支払賃金を確認する台帳等の提出はあり

※三重県津市は、労働報酬下限額について、条例の施行後5年以内に必要な措置を講ずるもととしている。

② 条例(労働報酬下限額の設定なし)

No.	自治体名 (条例名)	施行	対象(万円)		労働環境 チェック (有○:無×)
			上段: 工事 下段: 委託	指定管理 (有○:無×)	
1	山形県 (山形県公共調達基本条例)	H20. 7	— —	×	×
2	群馬県前橋市 (前橋市公契約基本条例)	H25. 10	2,500 1,000	×	○
3	秋田県秋田市 (秋田市公契約基本条例)	H26. 4	— —	×	×
4	長野県 (長野県の契約に関する条例)	H26. 4	— —	×	×
5	三重県四日市市 (四日市市公契約条例)	H27. 1	10,000 1,000	×	○
6	奈良県 (奈良県公契約条例)	H27. 4	30,000 3,000	○	×
7	奈良県大和郡山市 (大和郡山市公契約条例)	H27. 4	10,000 3,000	○	×
8	岐阜県 (岐阜県公契約条例)	H27. 4	— —	×	×
9	京都府京都市 (京都市公契約基本条例)	H27. 11	5,000 1,000	○	○
10	岩手県 (県が締結する契約に関する条例)	H28. 4	— —	×	×
11	岐阜県大垣市 (大垣市公契約条例)	H28. 4	500 500	×	○
12	愛知県 (愛知県公契約条例)	H28. 4	60,000 1,000	×	○
13	香川県丸亀市 (丸亀市公共調達基本条例)	H28. 4	— —	×	×
14	石川県加賀市 (加賀市公契約条例)	H28. 7	— —	×	×
15	兵庫県尼崎市 (尼崎市公共調達基本条例)	H28. 10	15,000 1,000	○	○
16	北海道旭川市 (旭川市における公契約の基本を定める条例)	H28. 12	— —	×	×
17	和歌山県湯浅町 (湯浅町における公契約の基本を定める条例)	H29. 3	— —	×	×
18	福島県郡山市 (郡山市公契約条例)	H29. 4	10,000 1,000	○	○
19	愛知県碧南市 (碧南市公契約条例)	H29. 7	5,000 1,000	○	○
20	岩手県花巻市 (花巻市公契約条例)	H30. 4	15,000 1,000	○	×

21	秋田県由利本荘市 (由利本荘市公契約基本条例)	H30. 4	— —	×	×
22	岐阜県高山市 (高山市公契約条例)	H30. 4	1,000 500	×	○
23	愛知県尾張旭市 (尾張旭市公契約条例)	H30. 4	5,000 500	×	○
24	京都府向日市 (向日市公共調達基本条例)	H30. 4	— —	×	×
25	愛知県大府市 (大府市公契約基本条例)	H30. 4	— —	×	×
26	沖縄県 (沖縄県の契約に関する条例)	H30. 4	— —	×	×
27	兵庫県丹波篠山市 (丹波篠山市公契約条例)	H30. 12	5,000 1,000	○	○
28	愛知県田原市 (田原市公契約条例)	H31. 4	— —	×	×
29	岩手県北上市 (北上市公契約条例)	H31. 4	15,000 1,000	○	○
30	広島県庄原市 (庄原市における公契約の基本を定める条例)	H31. 4	— —	×	×
31	愛知県豊明市 (豊明市公契約条例)	R02. 2	5,000 500	○	○
32	愛知県岡崎市 (岡崎市公契約条例)	R02. 4	15,000 1,000	○	○
33	愛知県東郷町 (東郷町公契約条例)	R02. 4	3,000 1,000	○	○
34	愛知県西尾市 (西尾市公契約条例)	R02. 4	5,000 1,000	○	○
35	岐阜県岐阜市 (岐阜市公契約条例)	R02. 4	5,000 500	×	○
36	静岡県 (事業者等を守り育てる静岡県公契約条例)	R03. 3	— —	×	×
37	沖縄県那覇市 (那覇市公契約条例)	R03. 4	15,000 —	×	○
38	青森県八戸市 (八戸市公契約条例)	R03. 4	— —	×	×
39	長野県長野市 (長野市公契約等基本条例)	R03. 4	10,000 1,000	○	○
40	岐阜県飛騨市 (飛騨市公契約条例)	R03. 4	— —	×	○

41	東京都葛飾区 (葛飾区公契約条例)	R03. 4	— —	×	×
42	愛知県瀬戸市 (瀬戸市公契約条例)	R03. 10	5,000 1,000	×	○
43	愛知県日進市 (日進市公契約条例)	R04. 3	5,000 500	○	○
44	愛知県長久手市 (長久手市公契約条例)	R04. 3	2,200 550	×	○
45	青森県おいらせ町 (おいらせ町公契約条例)	R04. 4	低入札契約 500	○	○
46	滋賀県 (滋賀県が締結する契約に関する条例)	R04. 4	— —	×	×
47	愛知県豊田市 (豊田市公契約条例)	R04. 4	15,000 5,000	○	○
48	愛知県知立市 (知立市公契約条例)	R04. 4	5,000 1,000	○	○
49	愛知県幸田町 (幸田町公契約条例)	R04. 4	5,000 1,000	○	○
50	熊本県 (持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例)	R05. 4	— —	×	×
51	愛知県高浜市 (高浜市公契約条例)	R05. 4	5,000 1,000	×	○
52	愛知県常滑市 (常滑市公契約条例)	R05. 4	5,000 1,000	○	○
53	秋田県にかほ市 (にかほ市公契約基本条例)	R05. 4	— —	×	×
54	群馬県玉村町 (玉村町公契約条例)	R05. 4	2,500 500	○	○
55	愛知県蒲郡市 (蒲郡市公契約条例)	R05. 7	10,000 1,000	○	○
56	長野県松本市 (松本市公契約条例)	R05. 7	10,000 100	○	○

※奈良県、奈良県大和郡山市、岩手県花巻市は、支払賃金を確認する台帳等の提出あり

